

産業廃棄物残存事案支障除去
基本計画策定業務委託 仕様書

令和 7 年度

千葉市環境局 資源循環部 産業廃棄物指導課

第1章 総則

(目的)

第1条 本業務は、千葉市緑区誉田町一丁目に堆積された産業廃棄物により生じている生活環境保全上の支障を除去するための基本計画策定を委託することを目的とする。

(履行場所)

第2条 千葉市緑区誉田町一丁目1008番1、1021番4

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和7年7月31日までとする。なお、履行期間内であっても作業の完了したものについては成果品の提出を求める場合がある。

(受注者の業務)

第4条 受託者は、業務委託契約書、設計書及び本仕様書に基づいて業務を遂行しなければならない。

なお、本仕様書に明記のないものであっても、業務に必要な事項については、本市担当者と協議し、その指示を受けるものとする。

(安全管理)

第5条 受託者は受託業務を遂行するにあたり、事故の無いよう常に安全管理に努めなければならない。

(中立性及び秘密の保持)

第6条 受託者は、常に中立性を保持するように努めるとともに、受託業務を遂行する上で知り得た事項について、本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

(提出書類)

第7条 受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、着手届及び完了届を提出するものとする。

2 受託者は、業務の着手に際し、主任技術者届を提出するものとする。

(疑義)

第8条 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない

い場合は、速やかに本市担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

第2章 設計条件

(設計条件)

第9条 設計にあたっては、次に示したすべての条件を満足すること。

- (1) 以下の支障を適切かつ確実に除去できる工法の提示
 - ① 産業廃棄物の飛散・流出
 - ② 産業廃棄物の影響による構造物の倒壊
- (2) 支障の除去に係る費用が安価な工法であること。
- (3) 支障の除去後に係る管理費用を抑制すること
- (4) 本市の有する一般廃棄物処理施設の活用を考慮すること

第3章 業務委託内容

(工法の検討)

第10条 支障除去のため工法について検討すること。

(工法の提示)

第11条 前条で検討した結果を総合的に判断し、推奨する支障除去工法を3案(全量撤去・一部撤去・全量残置)提示すること。

なお、提示する各工法について、以下の事項について説明すること。

- (1) 施工計画(費用の概算を含む)
- (2) 措置後の検証(支障除去後の管理方法を含む)

(工法の比較)

第12条 提案された工法ごとに、その内容、特徴、費用、期間等について、表や図などを用いてわかりやすく説明すること。

第4章 その他

(成果品)

第13条 本業務の納入成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| (1) 報告書 (A4 判、上製本、図面 (A3 判)) | 1 式 (2部) |
| (2) 設計図面 (A1 判) | 1 式 (2部) |
| (3) 上記成果品の電子記録データ | 各 1 式 (各2部) |